

○苫小牧市福祉のまちづくり条例施行規則

平成14年4月30日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表1のとおりとする。

(基礎的基準)

第3条 条例第15条第2項の基礎的基準は、別表2のとおりとする。

(届出を要しない公共的施設)

第4条 条例第17条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

(1) 別表1の1の項の(17)に掲げる事務所で床面積（増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2千平方メートル未満のもの

(2) 別表1の5の項に掲げる路外駐車場で面積（増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の面積。以下同じ。）の合計が千平方メートル未満のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、別表1の1の項に掲げる建築物又は同表の2の項に掲げる公共交通機関の施設で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請を要しないもの

(公共的施設の新築等の届出)

第5条 条例第17条第1項の規定による届出は、公共的施設新築等工事届出書（様式第1号）によってしなければならない。

2 前項の公共的施設新築等工事届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公共的施設基礎的基準整備計画（変更）表（様式第2号）

(2) 別表3の左欄に掲げる区分に応じ当該右欄に掲げる書類

3 第1項の届出は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ、当該各号に定める

期限までに行わなければならない。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を要する公共的施設 当該確認の申請の時

(2) 前号以外の公共的施設 工事の着手予定日の30日前
(軽微な変更)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 工事の内容に係る変更のうち基礎的基準の適用の変更を伴わないもの

(2) 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更
(公共的施設の新築等の内容の変更の届出)

第7条 条例第17条第2項の規定による届出は、公共的施設新築等工事変更届出書(様式第3号)によってしなければならない。

2 前項の公共的施設新築等工事変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表

(2) 別表3の左欄に掲げる区分に応じ当該右欄に掲げる書類(市長が必要と認める書類に限る。)

3 第5条第3項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、第5条第3項第1号中「確認の申請を」とあるのは、「確認の申請(設計変更による申請を含む。)を」と読み替えるものとする。

(指示の対象となる公共的施設の種類等)

第8条 条例第19条第1項に規定する規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

(1) 別表1の1の項に掲げる建築物で床面積の合計が2千平方メートル以上のもの

(2) 別表1の2の項に掲げる公共交通機関の施設で床面積の合計が2千平方メートル以上のもの

(3) 別表1の4の項に掲げる公園で面積の合計が2千平方メートル以上のもの

(4) 別表1の5の項に掲げる路外駐車場で面積の合計が2千平方メートル以上のもの

(身分証明書)

第9条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(公表)

第10条 条例第21条第1項の規定による公表は、告示により行うほか、市民に広く周知できる方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 理由

(3) その他市長が必要と認める事項

(誘導的基準)

第11条 条例第23条第2項の誘導的基準は、別表4のとおりとする。

(適合証の交付の申請等)

第12条 条例第24条の基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を受けようとする者は、適合証交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の適合証交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公共的施設誘導的基準整備計画表（様式第6号）

(2) 別表3の左欄に掲げる区分に応じ当該右欄に掲げる書類（市長が必要と認める書類に限る。）

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合においては、当該申請に係る公共的施設を検査して適合証を交付するものとする。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった施設が、改修等により基礎的基準又は誘導的基準に適合しなくなったとき。

(3) その他適合証を返還させることが適当と市長が認めたとき。

(公共的団体)

第 13 条 条例第 26 条第 1 項の規則で定める公共的団体は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなして建築基準法第 18 条の規定が準用される法人とする。

附 則

この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 11 月 15 日規則第 50 号改正抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 29 日規則第 40 号改正)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 21 日規則第 36 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 31 日規則第 16 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1 (第 2 条関係)

	区分	公共的施設
1	建築物	(1) 病院又は診療所 (2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (3) 集会場又は公会堂 (4) 展示場 (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (6) ホテル又は旅館

		<p>(7) 老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設、母子・父子福祉施設、保健センターその他これらに類するもの</p> <p>(8) 遊技場又は体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設</p> <p>(9) 博物館、美術館又は図書館</p> <p>(10) 公衆浴場</p> <p>(11) 飲食店</p> <p>(12) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(13) 一般公共の用に供される自動車車庫</p> <p>(14) 公衆便所</p> <p>(15) 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(16) 学校（専修学校及び各種学校を含む。）その他これに類するもの</p> <p>(17) 事務所（（12）又は（15）に該当するものを除く。）</p> <p>(18) 共同住宅又は寄宿舍（51戸（室）未満のものを除く。）</p> <p>(19) 地下街その他これに類するもの</p>
2	公共交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
3	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供する道路を除く。）
4	公園	<p>(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(2) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの</p>

5	路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）
---	-------	--

別表 2（第 3 条関係）

（ 1 ） 建築物

	整備項目	整備基準
1	出入口	<p>直接地上に通じる出入口及び駐車場に通じる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（床面積の合計が2千平方メートル未満の建築物の直接地上に通じる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、^{のり}内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2	廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上に通じる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場に通じる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この</p>

		<p>場合において、4の項の（1）又は（2）に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とする。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、（5）に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の（1）又は（2）に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上に通じる出入口のうち1以上の出入口から人又は14の項に定める案内標示板により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）に至る経路のうち1以上の経路においては、廊下等に視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上に通じる出入口において常</p>
--	--	--

		<p>時勤務する者により視覚障害者を誘導することができ る場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にお いては、この限りでない。</p> <p>(5) 傾斜路及びその踊場を設ける場合においては、当 該傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場 合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつて は、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチ メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを設けること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等 の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれ らと識別しやすいものとする。</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に は、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の 床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲 の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用 床材」という。）を敷設すること。</p>
3	階段（その踊場を 含む。以下同じ。）	<p>不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通 じる出入口がない階に通じる階段は、次に定める構造（当 該建築物が別表1の1の項の（13）に掲げる建築物である場 合においては、次のアからエまでに定める構造）とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p>

		<p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとす ること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つま ずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注 意喚起用床材を敷設すること。</p>
4	エレベーター	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地 上に通じる出入口がない階を有する建築物（別表1の1 の項の（1）から（15）まで、（17）及び（19）に掲げ る建築物に限る。）で床面積の合計が2千平方メートル 以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供さ れる階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に 利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」とい う。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定 める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、 当該階において提供されるサービス又は販売される物 品を高齢者、障害者等が享受又は購入することができる 措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を^{のり}135センチメートル以上と すること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないもの とすること。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装 置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降 路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を</p>

		<p>設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>キ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ク かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（キの制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>コ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 別表1の1の項の（16）及び（18）に掲げる建築物で床面積の合計が2千平方メートル以上のものにエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。</p> <p>ア （1）のイ、エからキまで、ケ及びコに定める構造とすること。</p> <p>イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（（1）のキの制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ウ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p>
5	便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上（男子</p>

		<p>用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 段を設けないこと。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>
6	駐車場	<p>(1) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通じる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（（2）に定める構造の駐車場内の通路又は7の項の（1）から（3）まで及び（6）に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅員は、350センチメートル以上とすること。</p>

		<p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1) から (3) まで及び (6) に定める構造とすること。</p>
7	敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上に通じる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第2項第2号に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上に通じる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、別表1の1の項の(18)に掲げる建築物においては、この限りでない。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5) に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 建築物（別表1の1の項の(13)に掲げる建築物を除く。）の直接地上に通じる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p>

		<p>ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(5) 傾斜路及びその踊場を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、2の項の(5)のアからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p>
8	洗面所	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する洗面所（便所に併設するものを含む。）を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けること。</p>
9	浴室及び脱衣室 (以下「浴室等」という。)	<p>別表1の1の項の(1)、(6)、(7)及び(10)に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合においては、次に定める構造の浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢</p>

		<p>者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。</p> <p>オ 必要に応じ、手すり等を設けること。</p> <p>カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
10	シャワー室及び更衣室（以下「シャワー室等」という。）	<p>別表1の1の項の（7）及び（8）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を設ける場合においては、次に定める構造のシャワー室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 必要に応じ、手すり等を設けること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
11	観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>別表1の1の項の（2）、（3）及び（8）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用の区画（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。</p> <p>ア 1の項に定める構造の観覧席等のある室の出入口から</p>

		<p>車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ アの通路に高低差がある場合においては、2の項の(5)のアからオまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者用席の床は、水平とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p>
12	公衆電話所	<p>建築物内に公衆電話所を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話所を1以上設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台を1以上設けること。</p>
13	カウンター及び記載台（以下「カウンター等」という。）	<p>カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる高さのカウンター等を1以上設けること。</p>
14	案内標示	<p>案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。</p>
15	改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）	<p>改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は^{のり}内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けな</p>

	(以下「改札口等」という。)	いこと。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。
16	授乳及びおむつ替 えの場所	建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳及びおむつ替え のできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッド等 を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示するこ と。

(2) 公共交通機関の施設

	整備項目	整備基準
1	改札口	改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札 口を1以上設けること。 ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けな いこと。 ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕 上げるこ
2	プラットホーム及 び乗船場(以下「乗 降場」という。)	乗降場を設ける場合においては、当該乗降場は、次に定 める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕 上げるこ イ 縁端には、ホームドア、さく、注意喚起用床材その他 の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設 すること。 ウ 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。
3	通路	(1) 通路は、(1)の建築物の表の2の項の(1)、(2) 及び(3)のアに定める構造とし、かつ、高齢者、障害 者等が円滑に通行できるよう必要に応じ、誘導用床材及 び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者 を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

		<p>この場合において、通路が傾斜路であるときは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 側桁又は地覆^{げた}は、5センチメートル以上立ち上げる こと。</p> <p>(2) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間には、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省・建設省令第10号）第4条に定める基準を満たす経路（以下「移動円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。</p>
4	階段	<p>階段を設ける場合は、(1)の建築物の表の3の項のイからエまでに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ウ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>エ 側桁又は地覆^{げた}は、5センチメートル以上立ち上げる こと。</p>
5	便所	<p>便所を設ける場合は、(1)の建築物の表の5の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設ける こと。</p>

		<p>イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、当該便房が設けられていることを示す標識を設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。</p> <p>エ 男子用床置式小便器を設ける場合は、当該小便器に手すりを設けたものを1以上設けること。</p> <p>オ 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。</p>
6	カウンター等	<p>カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。</p>
7	案内設備	<p>(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下この項及び別表4の（2）の表の7の項において「昇降機等」という。）の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通じる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、次に掲げる案内設備を備えること。</p> <p>ア 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備（当該設備を容易に視認できる場合を除く。）</p> <p>イ 公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備</p>

8	乗車券等販売所、 待合室及び案内所 (以下「乗車券等 販売所等」とい う。)	(1) 乗車券等販売所等に出入口を設ける場合は、(1) の建築物の表の1の項に定める構造の出入口を1以上設 けること。 (2) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間 における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と 同等の構造とすること。
9	券売機	券売機を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円 滑に利用できる構造の券売機を1以上設けること。
10	休憩設備	高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設け ること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれ のある場合は、この限りでない。
11	その他	公共交通機関の施設に1から10の項までに掲げる整備項 目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に 対応する(1)の建築物の表に規定する整備基準を準用す る。

(3) 道路

	整備項目	整備基準
1	歩道	<p>歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める 構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、平坦性を確保すること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕 上げること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャ スター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が 中央分離帯を横切る部分の段差は車いす使用者が通行 する際に支障とならないよう切り下げることとし、その すりつけ勾配は、20分の1以下とすること。</p>

		カ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設（横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。以下同じ。）及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
2	立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>イ 階段並びに傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>
3	案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。

(4) 公園

	整備項目	整備基準
1	出入口	<p>出入口の1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、そのさくまでの間隔は90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
2	園路	1の項に定める構造の出入口に通じる園路の1以上は、次

		<p>に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(1)の建築物の表の2の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>
3	階段	<p>階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>
4	駐車場	<p>駐車場を設ける場合においては、(1)の建築物の表の6の項又は5の路外駐車場の表に規定する整備基準を準用する。</p>
5	改札口	<p>改札口を設ける場合においては、(1)の建築物の表の15の項に規定する整備基準を準用する。</p>
6	公園内の建築物	<p>公園内に別表1の1の項に掲げる建築物を設ける場合においては、(1)の建築物の表に規定する整備基準を準用する。</p>
7	案内標示	<p>案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して高</p>

		<p>齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、かつ、1の項に定める構造の出入口付近に設けること。</p>
--	--	---

(5) 路外駐車場

	整備項目	整備基準
1	路外駐車場	<p>路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、(1)の建築物の表の6の項の(2)に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅員は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>

備考 (1) から (5) の表までに規定する整備基準は、地形若しくは敷地の状況、建築物の構造及び用途その他やむを得ない理由により、当該整備基準によることが著しく困難な場合又は当該整備基準に定められていない構造若しくは設備により当該整備基準による場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる場合にあっては、その一部を適用しないことができる。

別表3 (第5条、第7条、第12条関係)

区分	書類	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
公共交通機関	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

の施設	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物の位置、改札口の位置及び幅並びに乗降場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、改札口の位置及び幅並びに乗降場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅員並びに立体横断施設その他の整備項目に係る部分の位置
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並びに園路その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車いす使用者用駐車施設その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
共通	その他必要な書類	

備考 建築物に係る書類については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に規定する建築確認申請書に添付する書類と併用することができる。

別表4（第11条関係）

（1） 建築物

	整備項目	整備基準
1	出入口	<p>(1) 直接地上に通じる出入口及び駐車場に通じる出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。この</p>

		<p>場合において、1以上の直接地上に通じる出入口の幅は、 内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を内法で120 センチメートル以上とする直接地上に通じる出入口の うち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造と し、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開 閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けな いこと。</p> <p>エ 戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用する ときは、安全な材質を使用すること。この場合において 全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止 するための措置を講じること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者の利用に供する室の出入口は、 次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に 近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、 この限りでない。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉 する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過でき る構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等の 当該戸がある側の壁面線を越えない構造のものとする こと。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けな いこと。</p> <p>エ 戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用する ときは、安全な材質を使用すること。この場合において 全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止 するための措置を講じること。</p>
--	--	--

2	廊下等	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定め る構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上に通じる1の項の(1)に定める構造の各出 入口又は駐車場に通じる1の項の(1)に定める構造の各出 入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項の (2)に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊 下等を次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法^{のり}180センチメートル（廊下等の末端の付近 及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がす れ違うことができる構造の部分</p> <p>を設ける場合にあつて は、140センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の 傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降 機を設けること。</p> <p>ウ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の(1)、(2) 又は(3)に定める構造のエレベーター及び車いす使用 者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、 水平とすること。</p> <p>エ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを 得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行 の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。</p> <p>オ 建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備 を適切な位置に設けること。</p> <p>カ 別表1の1の項の(1)、(7)及び(15)に掲げる建築 物においては、必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>(4) 直接地上に通じる出入口（複数の出入口が近接した 位置に設けられる場合にあつては、そのうちの1以上の出</p>
---	-----	---

		<p>入口) から受付等に至る経路のうち1以上の経路においては、廊下等に誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上に通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 傾斜路及びその踊場を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}150センチメートル(段を併設する場合にあつては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ ^{こう}勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 両側に手すりを設けること。</p> <p>カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることに。</p> <p>キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ケ ^{げた}側桁又は地覆は、5センチメートル以上立ち上げること。</p>
3	階段	不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通じ

		<p>る出入口がない階に通じる階段は、次に定める構造（当該建築物が別表1の1の項の（13）に掲げる建築物である場合においては、次のアからキまで及びケに定める構造）とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。ただし、別表1の1の項の（18）に掲げる建築物においては、この限りでない。</p> <p>イ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 両側に手すりを設けること。</p> <p>オ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>キ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。こと等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ク 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ケ 側桁又は地覆は、5センチメートル以上立ち上げること。</p>
4	エレベーター	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通じる出入口がない階を有する建築物（別表1の1の項の（1）から（15）まで、（17）及び（19）に掲げる建築物に限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。</p> <p>ア エレベーターは、直接地上に通じる主たる出入口若しくは駐車場に通じる主たる出入口又は主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>イ かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とす</p>

		<p>ること。</p> <p>エ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>オ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>カ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>キ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とする。</p> <p>ク かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（クの制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とする。</p> <p>サ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>シ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>(2) (1) に掲げる建築物に設けるエレベーターのうち、(1) に定める構造以外エレベーターは、(1) のイからエまで、キ及びコに定める構造とすること。</p> <p>(3) 別表1の1の項の(16) 及び(18) に掲げる建築物にエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造の</p>
--	--	---

		<p>エレベーターを1以上設けること。</p> <p>ア (1) のウ、オ、カ、ク、サ及びシに定める構造とすること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(1) のクの制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p>
5	便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める構造の便房を有する便所を1以上設けること。</p> <p>ア 当該階に設けられる車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあつてはその総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあつてはその総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とするこ</p>

		<p>と。</p> <p>エ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房にある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。</p> <p>オ 車いす使用者用便房がある便所には、その出入口に見やすい方法により車いす使用者用便房のある旨を表示すること。</p> <p>カ 段を設けないこと。</p> <p>キ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける際には、手すりを備えた床置き式の小便器を1以上設けること。</p>
6	駐車場	<p>(1) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通じる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（（2）に定める構造の駐車場内の通路又は7の項の（1）から（3）まで及び（6）に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 幅員は、350センチメートル以上とすること。</p>

		<p>エ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の（1）から（3）まで及び（6）に定める構造とすること。</p>
7	敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからキまで及びケに定める構造とすること。</p> <p>(3) 直接地上に通じる1の項の（1）に定める構造の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上に通じる1の項の（1）に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、別表1の1の項の（18）に掲げる建築物においては、この限りでない。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、（5）に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 建築物（別表1の1の項の（13）に掲げる建築物を除く。）の直接地上に通じる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分</p>

		<p>には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(5) 傾斜路及びその踊場を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、2の項の(5)のア、ウからカまで及びケに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配は、15分の1（消融雪装置を設けていない場合にあっては、20分の1）を超えないこと。</p> <p>イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(7) 主たる出入口に接する部分には、屋根若しくはひさし又は消融雪装置を設けること。</p>
8	エスカレーター	<p>不特定かつ多数の者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 乗降口には、移動手すりに連続して固定手すりを設けること。</p> <p>イ 乗降口には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
9	洗面所	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する洗面所（便所に併設するものを含む。）を設ける階においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けること。</p> <p>ウ 洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、高齢者、障害者等が円滑に操作できる水栓器具を設けること。</p>

10	浴室等	<p>別表1の1の項の（1）、（6）、（7）及び（10）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合においては、次に定める構造の浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。</p> <p>オ 手すり等を適切に設けること。</p> <p>カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>キ 水栓器具の1以上は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものを設けること。</p>
11	シャワー室等	<p>別表1の1の項の（7）及び（8）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を設ける場合においては、次に定める構造のシャワー室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、内法を^{のり}90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 手すり等を適切に設けること。</p>

		<p>オ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 水栓器具の1以上は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものを設けること。</p>
12	客室	<p>別表1の1の項の（6）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する客室を設ける場合においては、次に定める構造の客室をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に設けること。</p> <p>イ 聴覚障害者が円滑に利用できるものとする。</p>
13	観覧席等	<p>(1) 別表1の1の項の（2）、（3）及び（8）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用席を1以上設けること。</p> <p>ア 1の項の（2）に定める構造の観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ アの通路に高低差がある場合においては、別表2の（1）の建築物の表の2の項の（5）のアからオまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者用席の床は、水平とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 別表1の1の項の（2）に掲げる建築物に不特定かつ多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合においては、聴覚障害者が円滑に利用できるよう補聴装置を1以上設けること。</p>
14	公衆電話所	<p>(1) 建築物内に公衆電話所を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話所を1以上設けること。</p>

		<p>ア 出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。^{のり}</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者の利用しやすい空間を有する電話台を1以上設けること。</p> <p>オ 難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を1以上設けること。</p> <p>(2) 必要に応じ、聴覚障害者等が円滑に利用できる公衆ファックスを設けること。</p>
15	カウンター等	<p>カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる高さのカウンター等を1以上設けること。</p>
16	案内標示	<p>(1) 案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。</p> <p>(2) 別表1の1の項の(1)及び(13)に掲げる建築物で利用者に対する呼出しを行うものにおいては、聴覚障害者等が円滑に利用できる措置をすること。</p>
17	改札口等	<p>改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。^{のり}</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
18	券売機	<p>(1) 券売機を設ける場合においては、次に定める構造の</p>

		<p>券売機をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用できる高さとする。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できるものとする。</p> <p>(2) (1) のイに定める構造の券売機を設ける場合においては、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に敷設すること。</p>
19	授乳及びおむつ替えの場所	<p>建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッド等を設けるとともに、出入口の付近には、その旨を表示すること。</p>

(2) 公共交通機関の施設

	整備項目	整備基準
1	改札口	<p>改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とする。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p>
2	乗降場	<p>乗降場を設ける場合においては、当該乗降場は、次に定める構造とする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 縁端には、ホームドア、さく、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設すること。</p> <p>ウ 両端には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するためのさくを設ける。</p>
3	通路	<p>(1) 通路は、(1) の建築物の表の2の項の(1)、(2)及び(3)のアに定める構造とし、かつ、高齢</p>

		<p>者、障害者等が円滑に通行できるよう、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、当該傾斜路は、（1）の建築物の表の2の項の（5）のオ及びケに定める構造とすること。</p> <p>（2） 公共用通路と車両等の乗降口との間には、移動円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設けること。</p>
4	階段	<p>階段を設ける場合は、（1）の建築物の表の3の項のエからキまで及びケに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>イ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
5	便所	<p>便所を設ける場合は、（1）の建築物の表の5の項に定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けること。</p> <p>ウ 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。</p>
6	カウンター等	<p>カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。</p>

7	案内設備	<p>(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機等の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通じる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、次に掲げる案内設備を備えること。</p> <p>ア 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備</p> <p>イ 公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備</p>
8	乗車券等販売所等	<p>(1) 乗車券等販売所等に出入口を設ける場合は、(1)の建築物の表の1の項の(1)のウに定める構造とし、かつ、次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所等との間における通路のうち1以上は、移動円滑化された経路と同等の構造とすること。</p>
9	券売機	券売機を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の券売機を1以上設けること。
10	休憩設備	高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

11	その他	公共交通機関の施設に1から10の項までに掲げる整備項目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に対応する（1）の建築物の表に規定する整備基準を準用する。
----	-----	--

（３） 道路

	整備項目	整備基準
1	歩道	<p>歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、300センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、平坦性を確保すること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は、20分の1以下とすること。</p> <p>カ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、誘導用床材を敷設すること。</p> <p>キ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
2	立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>イ 階段並びに傾斜路及びその踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ウ 手すりは、冬期間の利用に配慮した材質を使用したもの</p>

		<p>とすること。</p> <p>エ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする こと等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきに くい構造とすること。</p> <p>カ 必要に応じ、屋根又は消融雪装置を設けること。</p>
3	案内標示	案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。

(4) 公園

	整備項目	整備基準
1	出入口	<p>出入口の1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、そのさくまでの間隔は90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
2	園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通じる園路の1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(1)の建築物の表の2の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャ</p>

		<p>スター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>カ 必要に応じ、手すりを設けること。</p>
3	階段	<p>階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとして、こと等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>
4	駐車場	<p>駐車場を設ける場合においては、（１）の建築物の表の6の項又は（５）の路外駐車場の表に規定する整備基準を準用する。</p>
5	改札口	<p>改札口を設ける場合においては、（１）の建築物の表の17の項に規定する整備基準を準用する。</p>
6	券売機	<p>券売機を設ける場合においては、（１）の建築物の表の18の項に規定する整備基準を準用する。</p>
7	ベンチ、野外卓及び水飲み場 (以下「ベンチ等」という。)	<p>必要に応じ、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のベンチ等を設けること。</p>
8	公園内の建築物	<p>公園内に別表1の1の項に掲げる建築物を設ける場合においては、（１）の建築物の表に規定する整備基準を準用する。</p>
9	案内標示	<p>(1) 案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、かつ、</p>

		<p>必要に応じ、点字表示を行うこと。</p> <p>(2) (1) に定める案内標示板は、1の項に定める構造の出入口付近のほか、園内の要所に設けること。</p>
--	--	---

(5) 路外駐車場

	整備項目	整備基準
1	路外駐車場	<p>路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、(1)の建築物の表の6の項の(2)に定める構造とすること。</p> <p>ウ 幅員は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>

様式第1号(第5条関係)
その1(建築物用)

公共的施設新築等工事届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

苫小牧市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新築等に係る工事の内容を次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地					
新築等の種別		新築・用途変更・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
主たる用途		構造			
階数		地上 階・地下 階	建築面積	㎡(戸(室))	
内訳	用途	階数	公共的施設の部分	その他の部分	合計
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所				
	氏名				
	電話番号				

※ 受付欄	年 月 日 第 号
※ 建築確認番号	

- 備考
- 1 「内訳」欄は、階別に不特定かつ多数の者の利用に供する部分(公共的施設の部分)とその他の部分を記入してください。ただし、増築等の場合にあっては、工事対象外の部分についてもその他の部分に記入してください。
 - 2 「連絡先」欄は、この届出書の内容についての問い合わせ先を記入してください。
 - 3 ※印欄は記入しないでください。
 - 4 必要な書類を添付してください。

その2(建築物以外用)

公共的施設新築等工事届出書

年 月 日

苫小牧市長

様

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

苫小牧市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新築等に係る工事の内容を次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地					
種	類	動物園・植物園・遊園地、公共交通機関の施設、路外駐車場、その他()			
工 事 の 種 類		新 設 ・ 増 築 等			
規 模 等	動物園・植物園・遊園地	敷地面積		m ²	
	公共交通機関の施設	面 積		m ²	
	路外駐車場	駐車用の用に供する部分の面積		m ²	
	その他			m ²	
工 事 予 定 年 月 日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				

※ 受 付 欄

年 月 日 第 号

備考

- 1 「連絡先」欄は、この届出書の内容についての問い合わせ先を記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 必要な書類を添付してください。

様式第2号(第5条、第7条関係)

その1(建築物用)

公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表

整 備 項 目	基 礎 的 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況
1 出入口			
(1) 建物出入口 (直接地上に通 じる1以上の出 入口)	ア 内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、自動 開閉又は車いす使用者が円 滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支 障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
(2) 駐車場出入 口(駐車場に通 じる1以上の出 入口)	ア 内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、自動 開閉又は車いす使用者が円 滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支 障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
(3) 建物内出入 口(不特定かつ 多数の者の利 用に供する各 室の1以上の出 入口)	ア 内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、自動 開閉又は車いす使用者が円 滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支 障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
2 廊下等(1以上の 経路上の廊下)	ア 粗面又は滑りにくい材料 仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合は、3の階 段の構造		合・否
(1) 1の建物出入 口から1の建物 内出入口まで の廊下等	ア 内 ^{のり} 法幅120cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 車いすの転回できる部分 を末端及び50m以内ごとに設 置		合・否
	ウ 高低差がある場合は、(4) の傾斜路及びその踊場又は 特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	エ 1の出入口並びに4のエレ ベーター及び特殊構造昇降 機の昇降路の出入口に接す る部分が水平		合・否
(2) 1の駐車場出 入口から1の建 物内出入口ま での廊下等	ア 内 ^{のり} 法幅120cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 車いすの転回できる部分 を末端及び50m以内ごとに設 置		合・否

	ウ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)		合・否
	エ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分が水平			合・否
(3) 建物出入口から受付等までの廊下等	誘導用床材又は誘導用音声装置の設置等	(講じた措置)		合・否
(4) 傾斜路及びその踊場	ア 内 ^{のり} 法幅120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(内 ^{のり} 法寸法)	cm	合・否
	イ 勾 ^{こう} 配1/12以下	(勾 ^{こう} 配)		合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) (踏幅)	cm cm	合・否
	エ 手すりの設置			合・否
	オ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
	カ 踊場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)		合・否
	キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設			合・否
3 階段	ア 手すりの設置			合・否
	イ 回り段を設けない			合・否
	ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)		合・否
	オ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設			合・否
4 エレベーター				
(1) 1以上のエレベーター((2)の建築物を除く。)	ア 利用階に停止する次に定める構造のエレベーターの設置	(設置数)		合・否
	イ かごの床面積1.83m ² 以上	(床面積)	m ²	合・否
	ウ かごの奥行き(内 ^{のり} 法)135cm以上	(内 ^{のり} 法寸法)	cm	合・否
	エ かごは車いすの転回に支障のない形状			合・否

	オ	かご内に停止予定階及び 現在位置の表示装置の設置		合・否
	カ	かご内に到着階及び戸の 閉鎖を知らせる音声装置の 設置		合・否
	キ	かご及び昇降路の出入口 の内法幅80cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ク	かご内及び乗降ロビーに 車いす用の制御装置の設置		合・否
	ケ	かご内及び乗降ロビーの 制御装置(クを除く。)は、 視覚障害者の円滑な操作が 可能なもの		合・否
	コ	乗降ロビーにケの制御装 置の位置を知らせる注意喚 起用床材の敷設		合・否
	サ	乗降ロビーの幅及び奥行 きの内法150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	シ	乗降ロビー等にかごの昇 降方向を知らせる音声装置 の設置		合・否
(2) 1以上のエレ ベーター(学 校、共同住宅 等に限る。)	ア	次に定める構造の ^リ エレベ ーターの設置	(設置数)	合・否
	イ	かごの奥行き(内法)135cm 以上	(内法寸法) cm	合・否
	ウ	かご内に停止予定階及び 現在位置の表示装置の設置		合・否
	エ	かご内に到着階及び戸の 閉鎖を知らせる音声装置の 設置 ^{のり}		合・否
	オ	かご及び昇降路の出入口 の内法幅80cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	カ	かご内及び乗降ロビーに 車いす用の制御装置の設置		合・否
	キ	乗降ロビーの幅及び奥行 き内法150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	ク	乗降ロビー等にかごの昇 降方向を知らせる音声装置 の設置		合・否
	ケ	かご内及び乗降ロビーの 制御装置(カを除く。)は、 視覚障害者の円滑な操作が 可能なもの		合・否
	コ	かご内に鏡の設置		合・否
5 便所(1以上)				
(1) 便所(車いす 使用者用便房)	ア	車いす使用者用便房の設 置	(設置数)	合・否

		イ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅80cm以上	(^{のり} 内法寸法) cm	合・否
		ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
		エ 段がない	(最大段差) cm	合・否
		オ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(2) 男子用小便器	床置き式小便器の設置	(設置数)	合・否
6	駐車場			
	(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	(設置数)	合・否
		イ 1の駐車場出入口に近い位置に設置		合・否
		ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
		エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)	合・否
	(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造(オを除く。)		合・否
		ウ 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
		エ 高低差がある場合は、7の(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
		オ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
7	敷地内通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造(オを除く。)		合・否
		ウ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
	(1) 1の建物出入口から道等に至る敷地内通路	ア 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
		イ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	(2) 1の建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る敷地内通路	ア 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
		イ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否

(3) 建物出入口から道等に至る敷地内通路	ア 誘導用床材又は誘導用音声装置の設置等	(講じた措置)	合・否
	イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分(踊場を含む。)に、注意喚起用床材の敷設	(敷設箇所)	合・否
(4) 傾斜路及びその踊場	ア 幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(幅員) cm	合・否
	イ 勾配 ^{こう} 1/12以下	(勾配) ^{こう}	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 踊場、周囲の通路等と識別しやすい		合・否
8 洗面所(便所併設を含む。)	ア 次に定める構造の洗面所の設置	(設置数)	合・否
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器の設置	(設置数)	合・否
9 浴室等	ア 次に定める構造の浴室等の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口の内法幅 ^{のり} 80cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	エ 出入口に高齢者、障害者等の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 出入口に戸を設ける場合でガラスを使用するときは、安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否
	カ 必要に応じ、手すりの設置		合・否
	キ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
10 シャワー室等	ア 次に定める構造のシャワー室等の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口の内法幅 ^{のり} 80cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否

	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		合・否
	エ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 必要に応じ、手すりの設置		合・否
	カ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
11 観覧席等	車いす使用者用席の設置	(設置数)	合・否
(1) 車いす使用者用席に至る通路	ア 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	イ 高低差がある場合は、(2)の傾斜路及びその踊場の設置		合・否
(2) 傾斜路及びその踊場	ア 内法幅 ^{のり} 120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(内法寸法) cm	合・否
	イ 勾配 ^{こう} 1/12以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
(3) 車いす使用者用席	ア 床は、水平		合・否
	イ 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ウ 奥行き ^{のり} 110cm以上	(奥行き) cm	合・否
12 公衆電話所	ア 出入口の内法幅 ^{のり} 80cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台の設置	(設置数)	合・否
13 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できる高さのカウンター等の設置	(設置数)	合・否
14 案内標示	高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否

15 改札口等	ア 次に定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否
	イ 内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
16 授乳及びおむつ替えの場所	必要に応じ、授乳及びおむつ替えのできる場所の設置(ベビーベッド付設)及びその旨を表示	(設置数)	合・否

※記入欄	
------	--

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

4 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その2(公共交通機関の施設用)

公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表

整 備 項 目	基 礎 的 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況
1 改札口	ア 内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 乗降場	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 縁端に、ホームドア、さく、注意喚起用床材の敷設		合・否
	ウ 両端に、転落防止のさくの設置		合・否
3 通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合は、(1)の階段の構造		合・否
	ウ 内 ^{のり} 法幅120cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	エ 必要に応じ、誘導用床材及び注意喚起用床材又は音声誘導装置の敷設		合・否
	オ 傾斜路の場合は、(2)の傾斜路の構造		合・否
	カ 移動円滑化経路の設置		
	(1) 階段		
	ア 手すりの設置		合・否
	イ 回り段を設けない		合・否
	ウ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	(2) 傾斜路		
	ア 両側に手すりの設置		合・否
	イ 5cm以上の側 ^{けた} 桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
4 階段	ア 両側に手すりの設置		合・否
	イ 手すりの端部付近に点字のはり付け		合・否
	ウ 回り段を設けない		合・否
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否

	オ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	カ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設		合・否
	キ 5cm以上の側 ^{けた} 桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
5 便所	ア 出入口付近に男女の区別及び構造を示す点字案内板の設置		合・否
	イ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造		合・否
(1) 車いす使用者用便房のある便所(1以上)	ア 車いす使用者用便房の設置	(設置数)	合・否
	イ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	エ 段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 出入口に車いす使用者用便房の標識		合・否
	キ 高齢者、障害者等の円滑な操作が可能な水洗器具の設置		合・否
(2) 男子用小便器(1以上)	ア 床置き小便器の設置	(設置数)	合・否
	イ 手すりの設置	(設置数)	合・否
6 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できるカウンター等の設置	(設置数)	合・否
7 案内設備	ア 運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置	(講じた措置)	合・否
	イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に標識の設置	(設置数)	合・否
	(1) 公共用通路に直接通じる出入口付近	ア 昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内設備の設置	(設置数) 合・否
		イ 施設の構造及び昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を示す点字案内板の設置	(設置数) 合・否

8 乗車券等販売所等	ア 出入口を設ける場合は、(1)の出入口の構造		合・否
	イ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造		合・否
(1) 出入口	ア 内法幅80cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
9 券売機	高齢者、障害者等が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)	合・否
10 休憩設備	高齢者、障害者等休憩設備の設置	(設置数)	合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 1から10までに掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の公共的施設基礎的基準整備(変更)表の該当部分に記入してください。

4 ※印欄は、記入しないでください。

5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その3(公園用)

公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表

整 備 項 目	基 礎 的 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況
1 出入口	ア 幅員120cm以上(車止めさくを設ける場合は、さくまでの間隔90cm以上)	(幅員) cm (さくまでの間隔) cm	合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 園路	ア 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 高低差がある場合は、(1)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	エ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
	オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		合・否
	(1) 傾斜路及びその踊場	ア 幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(幅員) cm 合・否
		イ 勾配1/12以下	(勾配) cm 合・否
		ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm 合・否
		エ 手すりの設置	合・否
		オ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材) 合・否
		カ 踊場、周囲の園路等と識別しやすい	(講じた措置) 合・否
3 階段	ア 手すりの設置		合・否
	イ 回り段を設けない		合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
4 駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	(設置数)	合・否

		イ 出入口に近い位置に設置		合・否
		ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
		エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)	合・否
	(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造		合・否
		ウ 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
		エ 高低差がある場合は、2の(1)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
		オ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
5	改札口	ア 内 ^{のり} 法幅80cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
		イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
		ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
6	案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否
		イ 1の出入口付近に設置		合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

4 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その4(路外駐車場用)

公共的施設基礎的基準整備計画(変更)表

整備項目	基礎的基準の内容	設計内容	適合状況
駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口に近い位置に設置		合・否
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)	合・否
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合は、(3)の階段の構造		合・否
	ウ 幅員120cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	オ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
(3) 階段	ア 手すりの設置		合・否
	イ 回り段を設けない合・否		合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
(4) 傾斜路及びその踊場	ア 幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(幅員) cm	合・否
	イ 勾配1/12以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	カ 踊場、周囲の通路等と識別しやすい		合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

4 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

様式第3号(第7条関係)
その1(建築物用)

公共的施設新築等工事変更届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

苫小牧市福祉のまちづくり条例第17条第2項の規定により、公共的施設の新築等に係る工事の変更内容を次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公共的施設の名称		
公共的施設の所在地		
新築等の種別	新築・用途変更・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替	
当初の届出年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

※受付欄	年 月 日 第 号
※建築確認番号	

- 備考
- 1 「連絡先」欄は、この届出書の内容についての問い合わせ先を記入してください。
 - 2 ※印欄は記入しないでください。
 - 3 必要な書類を添付してください。

その2(建築物以外用)

公共的施設新築等工事変更届出書

年 月 日

苫小牧市長

様

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

苫小牧市福祉のまちづくり条例第17条第2項の規定により、公共的施設の新築等に係る工事の変更内容を次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公共的施設の名称		
公共的施設の所在地		
新築等の種別	動物園・植物園・遊園地、公共交通機関の施設、路外駐車場、その他()	
工事の種類	新 設 ・ 増 築 等	
当初の届出年月日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
連絡先	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

※ 受 付 欄	年 月 日 第 号
---------	-----------

備考

- 1 「連絡先」欄は、この届出書の内容についての問い合わせ先を記入してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。
- 3 必要な書類を添付してください。

様式第4号(第9条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
年	月 日生
上記の者は、苫小牧市福祉のまちづくり条例第20条の規定により立入調査を行う職員であることを証明します。	
年 月 日交付	
苫小牧市長	

備考 縦6センチメートル、横8センチメートル

(裏)

苫小牧市福祉のまちづくり条例(抜粋)

(報告及び立入調査)

第20条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、第17条の規定による届出をした者又は同条の規定による届出をせずに工事に着手した者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、基礎的基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、第19条第2項若しくは第3項の規定による指示に従わない者又は前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者があるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。

様式第5号(第12条関係)
その1(建築物用)
適合証交付申請書(□基礎的基準・□誘導的基準)
年 月 日
苦小牧市長 様
届出者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

苦小牧市福祉のまちづくり条例施行規則第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を申請します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地					
新築等の種別					
新築・用途変更・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替					
主たる用途					
構造					
建築面積					
m ² (戸(室))					
内 訳	用途	階数	公共的施設の部分	その他の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	延べ床面積		m ²	m ²	m ²
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所				
	氏名				
	電話番号				

※受付欄	※認定番号欄	※決裁欄
年 月 日 第 号 係員名	年 月 日 第 号 係員名	

- 備考
- 「内訳」欄は、階別に不特定かつ多数の者の利用に供する部分(公共的施設の部分)とその他の部分を記入してください。ただし、増築等の場合にあっては、工事対象外の部分についてもその他の部分に記入してください。
 - 「連絡先」欄は、この届出書の内容についての問い合わせ先を記入してください。
 - ※印欄は記入しないでください。
 - 必要な書類を添付してください。

その2(建築物以外用)

適合証交付申請書(□基礎的基準・□誘導的基準)

年 月 日

苫小牧市長

様

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

苫小牧市福祉のまちづくり条例施行規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を申請します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地					
種類	道路・動物園・植物園・遊園地、公共交通機関の施設、路外駐車場、その他()				
工事の種類	新 設 ・ 増築等 ・ その他				
規模等	動物園・植物園・遊園地 敷地面積 m ² 公共交通機関の施設 面 積 m ² 路外駐車場 駐車のに供する部分の面積 m ² その他 m ²				
工 事 予 定 年 月 日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
連絡先	住所				
	氏名				
	電 話 番 号				

※受付欄	※認定番号欄	※決裁欄
年 月 日 第 号 係員名	年 月 日 第 号 係員名	

備考

- 1 「連絡先」欄は、この届出書の内容についての問い合わせ先を記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 必要な書類を添付してください。

様式第6号(第12条関係)

その1(建築物用)

公共的施設誘導的基準整備計画表

整備項目	誘導的基準の内容	設計内容	判定
1 出入口			
(1) 建物出入口(直接地上に通じる出入口)	ア 内 ^{のり} 法幅90cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 内 ^{のり} 法幅120cm以上(1以上)	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	ウ 戸を設ける場合		
	・車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造(アの出入口)	(開閉方式)	合・否
	・自動開閉(1以上のイの出入口)		合・否
	エ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 戸を設ける場合でガラスを使用するとき		
	・安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否
	・全面をガラスとすることは、視覚障害者等の衝突防止措置	(講じた措置)	合・否
(2) 駐車場出入口(駐車場に通じる出入口)	ア 内 ^{のり} 法幅90cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 戸を設ける場合でガラスを使用するとき		
	・安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否
	・全面をガラスとすることは、視覚障害者等の衝突防止措置	(講じた措置)	合・否
(3) 建物内出入口(不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口)	ア 内 ^{のり} 法幅90cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造で、開閉時に戸が廊下に突出しない構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 戸を設ける場合でガラスを使用するとき		

		・安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否
		・全面をガラスとするとときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(講じた措置)	合・否
2	廊下等	ア 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造		合・否
	(1) 1の建物出入口から1の建物内出入口までの廊下等	ア 内 ^{のり} 法幅180cm以上(2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50m以内ごとに設置する場合は、140cm以上)	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
		イ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
		ウ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分が水平		合・否
		エ 壁面には、突出物がない(やむを得ない場合は、視覚障害者の通行上支障とならない措置)	(講じた措置)	合・否
		オ 利用する者の休憩の用に供するための設備の設置	(講じた措置)	合・否
		カ 必要に応じ、手すりの設置		合・否
	(2) 1の駐車場出入口から1の建物内出入口までの廊下等	ア 内 ^{のり} 法幅180cm以上(2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50m以内ごとに設置する場合は、140cm以上)	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
		イ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
		ウ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分が水平		合・否
		エ 壁面には、突出物がない(やむを得ない場合は、視覚障害者の通行上支障とならない措置)	(講じた措置)	合・否
		オ 利用する者の休憩の用に供するための設備の設置	(講じた措置)	合・否

	カ 必要に応じ、手すりの設置		合・否
(3) 建物出入口から受付等までの廊下等	誘導用床材又は誘導用音声装置の設置等	(講じた措置)	合・否
(4) 傾斜路及びその踊場	ア 内 ^{のり} 法幅150cm以上(段併設の場合は、120cm以上)	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 勾 ^{こう} 配1/12以下	(勾 ^{こう} 配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場の設置	(踏幅) cm	合・否
	オ 両側に手すりの設置		合・否
	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	キ 踊場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
	ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設		合・否
	ケ 5cm以上の側 ^{げた} 桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
3 階段	ア 内 ^{のり} 法幅150cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否
	ウ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否
	エ 両側に手すりの設置		合・否
	オ 回り段を設けない		合・否
	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	キ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ク 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設		合・否
	ケ 5cm以上の側 ^{げた} 桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
4 エレベーター			

(1) 1以上のエレベーター((3)の建築物を除く。)	ア 利用階に停止する次に定める構造のエレベーターの設置	(設置数)	合・否
	イ 主たる建物出入口若しくは駐車場出入口又は主たる廊下等に近接した位置に設置		合・否
	ウ かごの床面積2.09㎡以上	(床面積) ㎡	合・否
	エ かごの奥行き(内法) ^{のり} 135cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	オ かごは、車いすの転回に支障のない形状		合・否
	カ かご内に停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		合・否
	キ かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		合・否
	ク かご及び昇降路の出入口の ^{のり} 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ケ かご内及び乗降ロビーに車いす用の制御装置の設置		合・否
	コ かご内及び乗降ロビーの制御装置(ケを除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能なもの		合・否
	サ 乗降ロビーに制御装置の位置を知らせる注意喚起用床材の敷設		合・否
	シ 乗降ロビーの幅及び奥行き ^{のり} 内法180cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	ス 乗降ロビー等にかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置		合・否
	セ かご内に手すりの設置		合・否
(2) その他のエレベーター((3)の建築物を除く。)	ア 利用階に停止する次に定める構造のエレベーターの設置	(設置数)	合・否
	イ かごの床面積2.09㎡以上	(床面積) ㎡	合・否
	ウ かごの奥行き(内法) ^{のり} 135cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	エ かごは、車いすの転回に支障のない形状		合・否
	オ かご及び昇降路の出入口の ^{のり} 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	カ 乗降ロビーの幅及び奥行き ^{のり} 内法180cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否

(3) 1以上のエレベーター(学校、共同住宅等に限る。)	ア 次に定める構造のエレベーターの設置	(設置数)	合・否
	イ かごの奥行き(内法) ^{のり} 135cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否
	ウ かご内に停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		合・否
	エ かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		合・否
	オ かご内及び乗降ロビーに車いす用の制御装置の設置		合・否
	カ 乗降ロビー等にかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置		合・否
	キ かご内に手すりの設置		合・否
	ク かご及び昇降路の出入口の ^{のり} 内法幅80cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否
	ケ かご内及び乗降ロビーの制御装置(オを除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能なもの		合・否
	コ 乗降ロビーの幅及び奥行き ^{のり} 内法150cm以上	(幅) ^{のり} cm (奥行き) cm	合・否
	サ かご内に鏡の設置		合・否
5 便所			
(1) 便所(車いす使用者用便房)	ア 階の便房の総数 (うち車いす使用者用便房の設置数)	階(総数) (うち設置数)	合・否
		階(総数) (うち設置数)	合・否
		階(総数) (うち設置数)	合・否
	イ 車いす使用者用便房及び便所 ^{のり} の出入口の内法幅80cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm cm	合・否 合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	エ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設置(近接していない場合は、腰掛便座及び手すり付き便房の設置)	(講じた措置)	合・否
	オ 車いす使用者用便房のある旨の表示	(表示方法)	合・否

		カ 段がない	(最大段差)	cm	合・否
		キ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
	(2) 男子用小便器	手すり付き床置き式小便器の設置	階(設置数)		合・否
			階(設置数)		合・否
			階(設置数)		合・否
6	駐車場				
	(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 全駐車台数 (うち車いす使用者用駐車施設の設置数)	(全駐車台数) (うち設置数)		合・否
		イ 1の駐車場出入口に近い位置に設置			合・否
		ウ 幅員350cm以上	(幅員)	cm	合・否
		エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)		合・否
	(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造(クを除く。)			合・否
		ウ 幅員180cm以上	(幅員)	cm	合・否
		エ 高低差がある場合は、7の(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)		合・否
		オ 排水溝には、溝ぶたの設置			合・否
7	敷地内通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造(クを除く。)			合・否
		ウ 排水溝には、溝ぶたの設置			合・否
		エ 主たる出入口に接する部分に、屋根若しくはひさし又は消融雪装置の設置	(講じた措置)		合・否
	(1) 1の建物出入口から道等に至る敷地内通路	ア 幅員180cm以上	(幅員)	cm	合・否
		イ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)		合・否
	(2) 1の建物出入口から	ア 幅員180cm以上	(幅員)	cm	合・否

	車いす使用者用駐車施設に至る敷地内通路	イ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
(3) 建物出入口から道等に至る敷地内通路		ア 誘導用床材又は誘導用音声装置の設置等	(講じた措置)	合・否
		イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分(踊場を含む。)に、注意喚起用床材の敷設	(敷設箇所)	合・否
(4) 傾斜路及びその踊場		ア 幅員150cm以上(段併設の場合は、120cm以上)	(幅員) cm	合・否
		イ 勾配 $1/15$ 以下(消融雪装置を設けていない場合は、 $1/20$ 以下)	(勾配) (消融雪装置)有・無	合・否
		ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
		エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場の設置	(踏幅) cm	合・否
		オ 両側に手すりの設置		合・否
		カ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		キ 踊場、周囲の通路等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
		ク 5cm以上の側桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
8 エスカレーター		ア 乗降口に、移動手すりに連続した固定手すりの設置		合・否
		イ 乗降口に、注意喚起用床材の敷設		合・否
9 洗面所(便所併設を含む。)	ア 次に定める構造の洗面所の設置		階(設置数)	合・否
			階(設置数)	合・否
			階(設置数)	合・否
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否
	ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器の設置		(設置数)	合・否

	エ 手すり及び高齢者、障害者等の円滑な操作が可能な水栓器具付きの洗面器の設置	(設置数)	合・否
10 浴室等	ア 次に定める構造の浴室等の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口の ^{のり} 内法幅90cm以上	(^{のり} 内法寸法) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	エ 出入口に高齢者、障害者等の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 出入口に戸を設ける場合でガラスを使用するときは、安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否
	カ 手すりの設置		合・否
	キ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ク 高齢者、障害者等の円滑な操作が可能な水栓器具の設置	(設置数)	合・否
11 シャワー室等	ア 次に定める構造のシャワー室等の設置	(設置数)	合・否
	イ 出入口の ^{のり} 内法幅90cm以上	(^{のり} 内法寸法) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	エ 出入口に、車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	オ 手すりの設置		合・否
	カ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	キ 高齢者、障害者等の円滑な操作が可能な水栓器具の設置	(設置数)	合・否
12 客室	ア 車いす使用者が円滑に利用できる床面積が確保され、かつ、手すりが設置された客室の設置	(設置数)	合・否
	イ 聴覚障害者が円滑に利用できる客室の設置	(設置数)	合・否
13 観覧席等	ア 車いす使用者用席の設置	(設置数)	合・否
	イ 補聴装置の設置	(設置数)	合・否

(1) 車いす使用者用席に至る通路	ア 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	イ 高低差がある場合は、(2)の傾斜路及びその踊場の設置	(講じた措置)	合・否
(2) 傾斜路及びその踊場	ア 内法幅 ^{のり} 120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(内法寸法) cm	合・否
	イ 勾配 ^{こう} 1/12以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内 ごとに 踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 手すりの設置		合・否
	オ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
(3) 車いす使用者用席	ア 床は、水平		合・否
	イ 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ウ 奥行き120cm以上	(奥行き) cm	合・否
14 公衆電話所	ア 出入口の内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に空間のある電話台の設置	(設置数)	合・否
	オ 難聴者及び視覚障害者の円滑な利用が可能な電話機の設置	(設置数)	合・否
	カ 必要に応じ、公衆ファックスの設置	(設置数)	合・否
15 カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できる高さのカウンター等の設置	(設置数)	合・否
16 案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否
	イ 必要に応じ、点字表示		合・否
	ウ 聴覚障害者等の円滑な利用が可能な設置		合・否
17 改札口等	ア 次に定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否

	イ ^{のり} 内法幅90cm以上	(^{のり} 内法寸法) cm	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
18 券売機	ア 車いす使用者が円滑に利用できる高さの券売機の設置	(設置数)	合・否
	イ 視覚障害者が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)	合・否
	ウ イの場合は、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		合・否
19 授乳及びおむつ替えの場所	必要に応じ、授乳及びおむつ替えのできる場所の設置(ベビーベッド付設)及びその旨を表示	(設置数)	合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「判定」欄及び※印欄は、記入しないでください。

その2(公共交通機関の施設用)

公共的施設誘導的基準整備計画表

整備項目	誘導的基準の内容	設計内容	判定
1 改札口	ア 内 ^{のり} 法幅90cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 乗降場	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 縁端に、ホームドア、さく、注意喚起用床材の敷設		合・否
	ウ 両端に、注意喚起用床材の敷設		合・否
	エ 両端に、転落防止のさくの設置		合・否
3 通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合は、(1)の階段の構造		合・否
	ウ 内 ^{のり} 法幅180cm以上(2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50m以内ごとに設置する場合は、140cm以上)	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	エ 誘導用床材及び注意喚起用床材又は音声誘導装置の敷設		合・否
	オ 傾斜路の場合は、(2)の傾斜路構造		合・否
	カ 移動円滑化経路の設置		合・否
(1) 階段	ア 内 ^{のり} 法幅150cm以上	(内 ^{のり} 法寸法) cm	合・否
	イ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否
	ウ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否
	エ 両側に手すりの設置		合・否
	オ 回り段を設けない		合・否
	カ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	キ 5cm以上の側 ^{げた} 桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否

(2) 傾斜路	ア 両側に手すりの設置		合・否
	イ 5cm以上の側桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
4 階段	ア 両側に手すりの設置		合・否
	イ 手すりの端部付近に点字のはり付け		合・否
	ウ 回り段を設けない		合・否
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	オ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	カ 階段の上端及び下端に近接する通路並びに踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設		合・否
	キ 5cm以上の側桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
5 便所	ア 出入口付近に男女の区別及び構造を示す点字案内板の設置		合・否
	イ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造		合・否
(1) 車いす使用者用便房のある便所	ア 階の便房の総数 (車いす使用者用便房の設置)	階(総数) (うち設置数)	合・否
		階(総数) (うち設置数)	合・否
		階(総数) (うち設置数)	合・否
	イ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅80cm以上	のり (内法寸法) cm	合・否
	ウ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	エ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設置(近接していない場合は、腰掛便座及び手すり付き便房の設置)	(講じた措置)	合・否
	オ 出入口に車いす使用者用便房の表示	(表示方法)	合・否
	カ 段がない	(最大段差) cm	合・否

		キ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		ク 高齢者、障害者等の円滑な操作が可能な水洗器具の設置		合・否
	(2) 男子用小便器用	手すり付き床置き小便器の設置	階(総数)	合・否
			階(総数)	合・否
			階(総数)	合・否
6	カウンター等	車いす使用者が円滑に利用できるカウンター等の設置	(設置数)	合・否
7	案内設備	ア 運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置	(講じた措置)	合・否
		イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に標識の設置	(設置数)	合・否
	(1) 公共用通路に直接通じる出入口付近	ア 昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内設備の設置	(設置数)	合・否
		イ 施設の構造及び昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を示す点字案内板の設置	(設置数)	合・否
8	乗車券等販売所等	ア 出入口を設ける場合は、(1)の出入口の構造		合・否
		イ 移動円滑化経路との間の通路は、移動円滑化経路と同等の構造		合・否
	(1) 出入口	ア ^{のり} 内法幅80cm以上	(^{のり} 内法寸法) cm	合・否
		イ 戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
		ウ 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
9	券売機	高齢者、障害者等が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)	合・否
10	休憩設備	高齢者、障害者等休憩設備の設置	(設置数)	合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「判定」欄及び※印欄は、記入しないでください。

3 1から10までに掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の公共的施設誘導的基準整備計画表の該当部分に記入してください。

その3(道路用)

公共的施設誘導の基準整備計画表

整備項目	誘導的基準の内容	設計内容	判定
1 歩道	ア 有効幅員300cm以上	(有効幅員) cm	合・否
	イ 平坦性の確保		合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
	オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差のすりつけ ^{こう} 勾配1/12以下	(すりつけ ^{こう} 勾配)	合・否
	カ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に誘導用床材の敷設		合・否
	キ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分に、注意喚起用床材の敷設		合・否
2 立体横断施設	ア 階段には、回り段を設けない		合・否
	イ 階段並びに傾斜路及びその踊場の両側に、手すりの設置		合・否
	ウ 手すりは、冬期間の利用に配慮した材質		合・否
	エ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	オ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	カ 必要に応じ、屋根又は消融雪装置の設置		合・否
3 案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否
	イ 必要に応じ、点字表示		合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「判定」欄及び※印欄は、記入しないでください。

その4(公園用)

公共的施設誘導的基準整備計画表

整 備 項 目	誘導的基準の内容	設 計 内 容	判 定
1 出入口	ア 幅員180cm以上(車止めさくを設ける場合はさくまでの間隔90cm以上)	(幅員) cm (さくまでの間隔) cm	合・否 合・否
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
2 園路	ア 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 高低差がある場合は、(1)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	エ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
	オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設		合・否
	カ 必要に応じ、手すりの設置		合・否
	(1) 傾斜路及びその踊場		
	ア 幅員150cm以上(段併設の場合は、120cm以上)	(幅員) cm	合・否
	イ 勾配1/12以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内 ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場の設置	(踏幅) cm	合・否
	オ 両側に手すりの設置		合・否
	カ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	キ 踊場、周囲の園路等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
	ク 5cm以上の側桁又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
	3 階段		
	ア 両側に手すりの設置		合・否
	イ 回り段を設けない		合・否
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否

4	駐車場				合・否
(1)	車いす使用者用駐車施設	ア 全駐車台数 (うち車いす使用者用駐車施設の設置数)	(全駐車台数) (うち設置数)		合・否
		イ 出入口に近い位置に設置			合・否
		ウ 幅員350cm以上	(幅員)	cm	合・否
		エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)		合・否
(2)	車いす使用者用駐車施設に至る 駐車場内の 通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造			合・否
		ウ 幅員180cm以上	(幅員)	cm	合・否
		エ 高低差がある場合は、2の(1)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)		合・否
		オ 排水溝には、溝ぶたの設置			合・否
5	改札口	ア 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法)	cm	合・否
		イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差)	cm	合・否
		ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否
6	券売機	ア 車いす使用者が円滑に利用できる高さの券売機の設置	(設置数)		合・否
		イ 視覚障害者が円滑に利用できる券売機の設置	(設置数)		合・否
		ウ イの場合は、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設			合・否
7	ベンチ等	必要に応じ、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のベンチ等の設置	(設置数)		合・否
8	案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)		合・否
		イ 必要に応じ、点字表示			合・否
		ウ 出入口付近のほか、園内の要所に設置			合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「判定」欄及び※印欄は、記入しないでください。

その5(路外駐車場用)

公共的施設誘導的基準整備計画表

整 備 項 目	誘 導 的 基 準 の 内 容	設 計 内 容	判 定
駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 全駐車台数 (うち車いす使用者用駐車施設の設置数)	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否
	イ 出入口に近い位置に設置		合・否
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)	合・否
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	イ 段を設ける場合は、(3)の階段の構造		合・否
	ウ 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否
	エ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
	オ 排水溝には、溝ぶたの設置		合・否
(3) 階段	ア 内法幅 ^{のり} 150cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	イ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否
	ウ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否
	エ 両側に手すりの設置		合・否
	オ 回り段を設けない		合・否
	カ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	キ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
	ク 5cm以上の側桁 ^{げた} 又は地覆の設置	(寸法) cm	合・否
(4) 傾斜路及びその踊場	ア 幅員150cm以上(段併設の場合は、120cm以上)	(幅員) cm	合・否
	イ 勾配 ^{こう} 1/15以下(消融雪装置を設けていない場合は、1/20以下)	勾配 ^{こう} (消融雪装置)有・無	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否

エ	同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊場の設置	(幅員) cm	合・否
オ	両側に手すりの設置		合・否
カ	粗面又はぬれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
キ	踊場、周囲の通路等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否
ク	5cm以上の側桁又は地覆 ^{げた} の設置	(寸法) cm	合・否

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「判定」欄及び※印欄は、記入しないでください。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条、第 7 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

様式第 6 号（第 1 2 条関係）